

機関番号：13501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20520640

研究課題名（和文） 近世ヨーロッパにおける国際的仲裁の比較研究

研究課題名（英文） Comparative Reserch of international arbitration in early modern Europe

## 研究代表者

皆川 卓 (MINAGAWA TAKU)

山梨大学・教育人間科学部・准教授

研究者番号：90456492

研究成果の概要（和文）：主権国家併存体制が未完成であった近世ヨーロッパ諸国間では、外交・戦争の他に、多くの仲裁・仲裁裁判が紛争解決手段として定められ、実施されていた。15～17世紀の神聖ローマ帝国周辺を中心に、その規定や実例を収集し、その特徴と背景の事情を追求したのが本研究である。その結果当事国の政治文化が影響し、大別して「現地社団コミュニケーション型」「国際的封建制型」の2類型に分類できること、しかしながら同時に仲裁の担い手や方法については案件の性質にも配慮すべきことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：Among the early modern European States, where the Sovereign States System had not been totally established yet, it used to adopt many arbitrations and arbitral tribunals as a method of dispute resolution in addition to diplomacy and war. It is this work to collect regulations and practices and to investigate its characters and relationship in and around the Holy Roman Empire between 15. and 17. century. As a result it became clear that the political cultures of the counties concerned gave influence it so as to categorize them to 2 types “communicative type of local corporations” and “international feudal type”. But concerning to the subjects and method of arbitration it would be also necessary to take account of the nature of matters in dispute.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：政治的人文学 宗派的連帯 仲裁協定 国際的封建制 ヨーロッパ公法 比較国制 ローカル・コミュニケーション

## 1. 研究開始当初の背景

従来近世（16～18世紀）のヨーロッパは主権国家の形成期にあるとされ、従って各国家の相互関係も、主権国家が併存する近代国際関係のアナロジーと考えられてきた。これに

対して最近の研究は、当時のヨーロッパが主権国家の形成途上にあり、諸国の関係も近代国際関係とは同一ではなかったことを明らかにしている。こうした研究動向をふまえ、当該期ヨーロッパの国際関係に、近代権力政

治とは別の側面を見ようとする試みが盛んになってきた。伝統的な武力的側面（戦争）・交渉的側面（外交）の他、近年加わった経済的側面や法的側面がそれに当たる。本研究はこうした試みの一環として、国際法史の中でも等閑視されてきた仲裁を取り上げ、当時の各国間の紛争解決のために、仲裁が果たした役割と、当事国の政治文化がそれにもたらした影響を、近世前半を中心に検証するものである。これまで国際法の発展における仲裁の意義は、ノヴァコヴィッチなど何人かの国際法研究者によって指摘されていたが、それは法思想的発展への関心から生じた問題意識で、法学的分析に留まっていた。これに対し本研究では、近世ヨーロッパ諸国の国制・政治文化に配慮して検証することで、当時の国家間仲裁の構造を知ることができ、未開拓であったこの分野に先鞭を付けることができると考えた。

## 2. 研究の目的

近世(16～18世紀)のヨーロッパにおける国家間仲裁の比較を目的とする。すなわち中世における国内の権力分断を克服した近世ヨーロッパ諸国が、今度は権力的に自立した権利主体として相互に紛争状態を引き起こしていく中で、中世以来の経験を持つ仲裁という特殊な法文化を適用し、平和的に紛争を解決していった複数の事実注目して、その構造を背景にあるそれぞれの国制の多様性から個別具体的に検証し、比較する。

## 3. 研究の方法

始めに刊行史料・文献を通じて代表的な仲裁実例を網羅的に調査し、時代・国制・宗派ごとに目録化し、一般的傾向を把握した。しかる後に平成20年度にウィーン帝室宮廷国立文書館とミュンヘン州立文書館(当初の予定はベルリンだったがミュンヘンに変更)、21年度はチューリヒ州立文書館で仲裁実例に関する収集を行い、それを整理・解読して仲裁の実態と傾向を把握した。そこで3つの例を選抜し、22年度には別科研費で行ったマントヴァ国立文書館での調査結果を併せ、先行研究との比較検証を行って結論を出した。

## 4. 研究成果

### (1) バイエレン公国とボヘミア公国の仲裁

史料の豊富さによって、最も詳しく過程が迎えられるのがこの両国の仲裁である。対象となった紛争は、バイエレン公領北東部とボヘミア王国西南部の境界上にある「フルト湿地帯」(Further Senke)の領有権を巡って争わ

れたものである。この地は森林と湿地が交錯する地域で、13世紀以降植民によるドイツ系の集落が生まれたが、他方でチェコ(ボヘミア)系植民「ホドフ边境民」の森林管理も進み、住民の領主権を巡る周辺領主間のフェーデに端を発した暴力的衝突が起こるようになる。この暴力は上級領主であるバイエルン公とボヘミア王が絡んで彼らの対立に発展することも多かった。この間にバイエルン側は開発した農地から森林の領有権を、ボヘミア側は森林の領有権から農地への課税権を要求するという構図が固定化する。以下ミュンヘンの史料(BayHStM KAA174, 175, 176, 177)を元に紛争の構図を略述する。

先ず1452年、バイエルン・ボヘミア双方の領主が境界を策定するための仲裁会議の提案を行い、双方の君主による委任の形で、バイエルン・ボヘミア各4人(内境界を接するバイエルン＝ミュンヘン公の代表として陪審3人、接しないバイエルン＝ランツフート公の代表として仲裁議長1人、ボヘミア王が陪審4人)の現地地方官による仲裁会議が行われる。しかしこれは失敗し、ランツフート戦争(1504～05)まで暫く大規模なフェーデが繰り返され、農村の荒廃が進む。その中で1462年、バイエルン側ではこの地方の中心地フルトの主任司祭が管区役人の同席の下で古老の証言を聴取し、それに基づいて境界を策定し、公証人に記録させる。1509年双方の君主が合意して仲裁会議を計画するも、ボヘミア王がおそらく等族の反対でこの合意を破棄し、再びホドフ边境民の襲撃が行われる。これに対しバイエルン側は文書で1462年策定の境界を主張するものの、1514年に交渉を断念し、それ以降現地の管区役人に処置を任せることになる。管区役人は16世紀前半を通じて、1462年策定の境界内の廃村にバイエルン側からの入植を進め、境界内の住民に森林使用を控えさせると共に、ホドフ边境民との交渉によって1462年策定の境界内への居住を禁止する方針で臨む。

そこで再び文書による呼びかけが行われ、1551年にバイエルン側の管区役人とボヘミア側の国王役人がボヘミア側のドマジリツェで、今度は仲裁形式によらない交渉を行う。これは双方の主張を述べただけで決裂するが、この交渉以降バイエルン側では管区役人や都市が、ボヘミア側では国王が身内の暴力行使を禁止するようになる。この状態に新局面をもたらしたのは、1557年にこの問題を神聖ローマ帝国議会に移管したボヘミア王(神聖ローマ皇帝フェルディナント1世)である。バイエルン側からも君主アルブレヒト

5世が管区役人に学識法学者をつけた交渉団を送り込む。その協議で境界線策定そのものが解決されることはなかったが、ここで解決に向けた重要な合意がなされる。それはバイエルンとボヘミアが神聖ローマ帝国の諸侯から各4人、自身から各1人の仲裁裁判官を選び、ヴェルツブルク司教をその裁判長とするという仲裁裁判の枠組みである。ボヘミアは神聖ローマ帝国の正規の裁判制度には属していないが、皇帝の仲介による帝国の枠組みでの仲裁裁判には同意した。実際に仲裁裁判の任務に当たるのは、諸侯が派遣した学識法律家である。

バイエルン側のカム及びシュトラウビンクで開催されたこの仲裁裁判において、彼らは一般法の解釈から、1:1の面積比でフルト湿地帯を分割すべきと提案する。双方はこれを拒否してより厳密な調査を求めた。そこで先ず1560年まで、次いで1562年まで審議期間を延長し、双方の管区役人及び都市が提出した報告書の審査と実地調査、そして双方の宮廷顧問官の意見も聴取した結果、1564年に仲裁裁判長のヴェルツブルク司教はバイエルン2/5、ボヘミア3/5の割合での分割を提案する。しかし双方共にその受け入れを留保する中で、1569年ボヘミア領主が王に対する質権を根拠としてこの地に製鉄所の新設を許可し、その領主がバイエルン側の主張する領域に勝手を建てる。しかしこの時はもはや武力衝突は生じず、1571年バイエルン側のツヴィーゼルで双方の管区役人及び都市代表が出席して、この製鉄所の帰属が協議される。この度も結論は出ず、暴力行使禁止だけを約して解散したが、1577年に所有者が製鉄所をバイエルン側の領主に売却するという新たな展開を迎える。この直後現地の管区役人らの要請により、中断されていた境界策定協議が再開され、新たにヴェルツブルク司教ら帝国諸侯の学識法律家5人から成る仲裁裁判官(代理)が選ばれ、1579年にドマジュリツェに彼らと双方の管区役人・宮廷役人が出席する。そしてこれまで蓄積された農場・入会地レベルに至るまでの領有権・用益権をもとに、ようやく1580年、ほぼ1:1の比率で一応の境界線を引くことに合意する。入会地(森林・牧草地)部分の領有は未決となり、その決着は1708年、現在に続く最終的な国境線の画定は1763年を待たねばならなかったが、これによってフルト湿地帯の紛争は一応の決着を見た。

以上の展開から明らかになったのは、1557年までは紛争に直接巻き込まれる管区役人やフルトなどの都市、ホドフ辺境民とい

た現地の社団が仲裁を要請し、解決案を作成し、自身で交渉し、君主はその窓口で徹していたのに対し、それ以降になると君主が積極的に関与し、神聖ローマ帝国の諸侯を巻き込んでいく状況である。また仲裁過程では専門的な学識法学は重要ではなく、現地者団による実力行使、仲裁、調査のサイクルの中で最終的解決がなされた。バイエルン側の仲裁・交渉で主役となった管区役人・都市役人も、領邦貴族・領邦都市門閥出身で、現地の事情に通じた人々であった。主張の根拠を陳述し、証言などの情報を提供し、商議の中心となったのも彼らである。これに対し神聖ローマ帝国の仲裁裁判を担った学識法律家は、調停の提案者に留まる。両国の仲裁は中世以来の伝統的な仲裁文化を継承したものであり、その特徴から「現地社団コミュニケーション型」と位置づけることができよう。ただし双方が全てを要求するという「泥仕合」から配分を巡る商議にテーマを移し、1580年の境界線策定に導いたのは彼らであり、裁判官としては機能しなかったが、法律顧問としては十分機能した。この面では学識法律家の人文主義法学や、それを導入した君主および神聖ローマ帝国の役割を評価しなければならない。

(2) スイス盟約者団諸邦とミラノ公国の仲裁  
この両者の仲裁の根拠は、1552年に盟約者団会議とミラノ公(神聖ローマ皇帝カール5世)及びミラノ公国総督の間で結ばれた条約(カピチュレーション)である。この条約は穀物・家畜の輸出入及び商人の往来に対する関税の取り扱いを定めたもので、その第6条に、双方およびその臣民の間で紛争が生じた場合の仲裁が規定されている。すなわち原告が被告側の法廷に訴え、それで解決せずスイス側とミラノ側の見解が異なった場合、双方から同数の仲裁人を任命し、盟約者団が共同支配地ティチーノの支配のために代官を置いたグラールス邦のエネンダで仲裁会議を開き、判定を委ねること、それでも解決しない場合には、スイス側、ミラノ側が各4人の仲裁官を任命した上、ヴァリス邦ないしグラウビュンデン邦から1人の仲裁議長を選ん

で多数決で解決することを規定している(StAZ, C1 Nr. 454)。すなわち個々の紛争の交渉の中で仲裁が提案・実施されるバイエルン・ボヘミア間と違い、両者の間には条約によって一般的な仲裁制度が定められている。なお当時の両者の地位は以下のようになっている。18世紀以前の段階では、神聖ローマ皇帝の封であったミラノは勿論、神聖ローマ帝国から帰属意識の上で完全独立してい

ないスイスも、近代主権国家としての自立性はない。ただし前者は神聖ローマ帝国の執行制度、後者はその司法および執行制度から分離しており、ミラノとスイスの間に共通の上訴機関や執行機関は存在せず、皇帝という仲介者がいるバイエルン・ボヘミア間とは違う。なお紛争未決の場合に仲裁議長を輩出するヴァリスとグラウビュンデンは盟約者団の従属邦であるが、盟約者団会議に加わらず、自身の外交を展開しうる存在であった。

この条約の運用状況を示す史料は少ないが、その中でチューリヒの文書(StAZ Bviii Nr355b)は、仲裁の存在を示す貴重な史料である。これはミラノ公国領と領土が入り組んだティチーノを管掌するエネンダ共同支配地代官が、盟約者団・ミラノ間の交渉記録を18世紀末に目録化したもので、時期は1426年から1793年に及ぶ。問題となっている案件は、輸送量や税率の引き上げなど、関税および流通に関するものが圧倒的に多く、これは盟約者団会議とミラノ公国政府の直接交渉となっている。これに対し商人の待遇や仲裁の記録はその間に散見される程度である。1552年条約以前の交渉の頻度は数年に一度であるが、協定締結以後はほとんど毎年のように交渉が行われ、関税率に関する了解が成立した1602年を境に急激に減少する。交渉の方法は、時々法律家の意見が聴取されるが、使者および書簡による交渉が中心である。これに対し刑事と民事の中間的な事件が起きた場合、1552年の条約に基づき仲裁に付されたケースも見られる。例えば1586年、ルガノの塩商人が塩横領のかどでミラノ公国領カノッピオ(現在はティチーノ州の一部)の臣民を告訴したケースでは、告訴を受理したエネンダの代官が、ミラノ総督および元老院と仲裁裁判の開催で同意し、ルガノの参事会員とカノッピオの領主から仲裁官を任命して解決に当たらせている。バイエルン・ボヘミア間と違って共同支配地代官は仲裁に関与しないため、仲裁そのものの過程を示す記録は残っていない。仲裁の記録は1602年を境に暫く消え、再び現れるのはルガノ市民がミラノの軍司令官を訴えた1649年である。

以上から盟約者団・ミラノ間の仲裁は、16世紀後半の不安定な交易制度による紛争解決方法であること、また仲裁が紛争当事者の領主と都市に委ねられることから、バイエルン・ボヘミア関係以上に当事者主義が強いことが分かる。従ってこのケースも「現地社団コミュニケーション型」に位置づけることができよう。ただし(1)に対し、ここでの紛争対象が交易に関わる事件に限定されている

ことは注意しなければならない。リンゲンスの先行研究によると、交易については第一次英蘭戦争後の商法を巡るイギリス・オランダ間の仲裁など、17世紀の西ヨーロッパにも近い構図を見ることができる。

### (3) ゴンザーガ家諸国間の仲裁

これらの「現地コミュニケーション型仲裁」と大きく異なるのが、ヴェネツィア共和国を除く北イタリアの「帝国イタリア」諸国の場合である。これらの諸国は中世以来神聖ローマ皇帝の封であることから、法的には皇帝と主従関係にあり、本来はそのレーン法廷に服属していた。しかしこれらの諸国は14世紀以降、皇帝からの特権付与を根拠にその裁判権からの「自由」(liberta)を主張し、実際にトスカーナ大公国、ジェノヴァ共和国など北イタリアの大国は、中世の「レーン法廷」を受け継いだ神聖ローマ皇帝の直属法廷「帝国宮内法院」(1498~1806)の召喚を拒否し、帝国外諸国と自由に外交関係を結び、他のヨーロッパ諸国と同様の対外関係を展開した。そのため1454年の「ローディの和約」以降、北イタリア諸国は近世を通じて完全な独立国として扱うのが一般的である。しかしその間に介在する中小諸侯国は、国家間の紛争が生じた際、むしろ帝国宮内法院による裁判を積極的に要請し、活用していた。この裁判は(1)や(2)の伝統的な仲裁とは異なり、固有に任用された裁判官(帝国宮内法院判事)が裁判を行ったが、職権的に介入し判決を下す裁判ではなく、双方の承認と判決遵守の誓約を得て開廷されたから、いわゆる「仲裁裁判」に属するものである。また帝国宮内法院への召喚を拒否し、訴訟の提起も意識的に避けた大国も、告訴された場合には17世紀までその調停に応じていた。この研究では、これらの諸国のうちマントヴァ公国を中心とするゴンザーガ家諸侯国の仲裁裁判に注目し、主に16世紀におけるその実施状況、担い手及び背景にある政治文化に注目した。

ゴンザーガ諸侯国は、15世紀以降マントヴァの君主ゴンザーガ家の分家に対し、シニョーリア(執政権)と共に分封された極小領邦で、時期によって変動はあるが、ボッツオーロ、サッピオネータ、ヴェスコヴァート、カステイリオーネの諸侯国、ルザーラ、グアスタッラ、ノヴェラーラの諸伯領がある。これらの諸国では、シニョーリアに基づく君主の専制支配が行われていたが、本家マントヴァが神聖ローマ皇帝カール5世によって侯国から公国に昇格した1530年から、1629年に本家が断絶しマントヴァ継承戦争(1629~32)が

勃発するまでの間、相互への告訴が頻繁に帝国宮内法院に起こされた。ウィーンの帝国宮内法院の文書(HHStA Wien, RHR Judicialia Latina K 245 Mantova)には、この訴訟に関する文書が残されており、そこからゴンザーガ家諸国間の仲裁裁判に関する状況を知ることができる。これによって確認できる仲裁裁判は、①カスティリオーネ侯ルイージが、本家のマントヴァ公によって甥のマッシミリアーノ、ルドルフオ兄弟の後見権をポッツォーロ侯ルドヴィーゴに移されたことに対し、後見権を回復すべく彼を帝国宮内法院に告訴した事例(1531~55)、②ヴェスコヴァート侯国の分家カルヴァトーネ伯の未亡人で、ミラノ公国邦属貴族のアントニア・パラヴィチーナが、義兄フェデリーゴの遺産を求めてヴェスコヴァート侯アレッサンドロとその兄弟を帝国宮内法院に告訴した事例、③ヴェスコヴァート侯シジスモンドが所有するフェラーラ公の封ヴェスコヴァート城を巡ってカスティリオーネ侯フェランテらが、領有を主張するヴェネツィア共和国領ブレッシアの邦属貴族であるガンバラ伯ルクレツィオおよびニコロの兄弟を告訴した事例(1560~65年以降)、④マントヴァ公グリエルモ、サッピオネータ侯ヴェスパシアーノ及びグアスタツァ伯チェザーレがキエーゼ川支流の水利権を巡ってカスティリオーネ侯フェランテを告訴した事例(1565~68)、⑤カスティリオーネ侯フェランテが、マントヴァ公の法律家ベルナルド・マラノットを告訴した事例(1577)、⑥ヴェスコヴァート侯カルロが、マントヴァ司教から授与された封を巡って、ノヴェラーラ伯の庶子で教皇によって宮中伯に任じられたクラウディオを告訴した事例(1583~85)などが挙げられる。これらの裁判は当事者間の調停や交渉で解決されず、帝国宮内法院に告訴されたごく一部の紛争である。詳細は省くが、これらの訴訟はミラノの代理を通じて帝国宮内法院に伝えられる他は、所定の手続に従って審理されている。その過程で双方の文書による申し立てが何度も行われ、皇帝が途中で介入して和解を促す場合もあるが①、基本的に仲裁裁判の手続きを厳格に守り、判決に至っている。例えば④の件では、帝国宮内法院判事書記の法学博士ヴォルフガング・ビュードラーが双方の訴状を整理し、法学意見をつけた上で皇帝マクシミリアン2世に廻し、皇帝は帝国宮内法院法律顧問メルヒャー・パルティンにこれを回覧させ一般法における水利権の解釈を諮問している。そこでミラノから帝国宮内法院の代理が派遣され、その立ち会いの元で

実地検証が行われ、再度一般法に照らした上で、結局「公共の利益のために」(propter publice utilitatem)マントヴァ公らの請求は棄却され、カスティリオーネ侯に条件付きの水利権が認められた。当該期の判事の多くはドイツ出身者であり、⑤⑥に関わった可能性の高い判事ザイフリート・プロイナーがパドヴァ大学法学部卒業とフェラーラ宮廷公使の経験があるほかは、パリ、ルーヴェン、ヴィッテンベルク、ヴィーンなどアルプス以北の大学を卒業し、宗派的にもカトリック、プロテスタント両派がいたから、裁判所とゴンザーガ宮廷を横断する社团的ネットワークが作用した可能性は低く、学識法による判断が重要な役割を果たしていると言えよう。(1)や(2)と異なるこの現象は、一見社団の関与を認めないイタリア諸侯国の「シニョーリア制」によるものと見えるが、帝国イタリア全体についてこの構図が妥当するわけではない。先行研究によると、皇帝の授封権が形骸化しているジェノヴァ共和国が当事者となると、裁判よりも調停・和解が圧倒的に重要な意味を持った。従って学識法による仲裁裁判が貫徹するこの現象は、ゴンザーガ諸侯国など皇帝の授封権が大きな意味を持つ諸国に限定され、これを「国際的封建制」タイプの仲裁と位置づけることができよう。

#### (4) 結論

境界紛争や領土の相続権、水利権など、国土の領有に関する紛争では、(1)と(3)の比較から当事国の国制・政治文化の違いが明らかである。バイエルンやボヘミアのように等族が強固な地域では、現地社団が国家間仲裁のイニシアティブを握り、彼らの政治的意図がその成否を左右した。君主はそれに解決を委ね、学識法的な助言の提供を通じてそれを統制することしかできず、解決には長い時間を必要とした。(2)のスイスとミラノの仲裁もこれに近い形で組織された。これに対しマントヴァのように国自体が他国の封臣となっている国家間の紛争では、学識法が国家間をつなぐ共通の法文化であり、領有権を巡る紛争も社団の意向と関係なく君主の家産争いに見なされ、短期間で解決された。判定は一般法の枠内で済み、国際法史が重視するヨーロッパ公法は未だ影響していない。なおその後のマントヴァ国立文書館の調査によると、マントヴァの場合でも交易に関する国際紛争では、政府は仲介を行うに留まり、交易関係者が仲裁を組織する「現地コミュニケーション型」の仲裁が行われている。従って仲裁のスタイルを当事国の政治文化の反映として

のみ見るのは一面的であり、事案に対する法観念をも配慮に入れる必要がある。この点の判断で重要なのは、西ヨーロッパの国際的仲裁との比較であり、これを今後の課題として研究の総合化を進めたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計2件)

①皆川卓：両ハプスブルク勢力下の近世イタリアとゴンザーガ諸侯領，科研費(A)「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」第2回研究会，平成22年3月29日，京都大学文学研究科

②皆川卓：近世「帝国イタリア」における神聖ローマ皇帝の仲裁と裁判，科研費(A)「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」第1回研究会，平成21年8月21日，京都大学文学研究科

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

皆川 卓 (MINAGAWA TAKU)  
山梨大学・教育人間科学部・准教授  
研究者番号：

##### (2) 研究分担者

該当なし

##### (3) 連携研究者

該当なし